

松下国際財団 研究助成 研究報告

【氏名】 神谷 久覚

【所属】 (助成決定時) 東京大学大学院経済学研究科経済史専攻博士課程

【研究題目】 1900年代日本における海上保険業の競争構造と料率協定

【研究の目的】

本研究では、第1に1900年代の料率協定の締結に際して背景となる保険料率の設定、保険料収支や損害率の変動について説明することを目的とする。
第2に海上保険各社の取引状況について説明することを目的とする。貨物及び船舶保険のそれぞれにおいて、いかなる顧客を相手にしていたかを明らかにする。
第3に戦争危険に対する対応を求められた日露戦争時、リスクの算定が困難な状況下で、各社が保険料率の設定や航路制限等をどのように行っていたか説明することを目的とする。
第4に外国の保険会社との競争・提携関係について説明することを目的とする。1890年代においては、日本の保険会社はイギリスのロイズにバックアップされた外国の保険会社に対外貿易における海上保険を押しえられていたが、1900年代に日本の保険会社が外国の保険会社とどのような競争を展開し提携していたかは、市場構造を規定するものであり重要である。

【研究の内容・方法】

本研究においては、三菱史料館所蔵の東京海上関係史料や甲南大学所蔵史料、『保険年鑑』を初めとする官庁統計や保険に関する業界誌である『保険銀行時報』等を調査及び収集し、分析に用いた。
具体的な論点は以下の4点になる。第1に、制度的前提にかかわる問題である。1900年に公布・施行された保険業法は、保険会社の設立に当たって農商務省の認可を必要とすることを定め(第1条)、契約期間の満了していない保険契約について、責任準備金を積み立てるよう定める(第95条)など保険会社への規制を強化しているが、こうした規定により、1890年代には東京海上を保険契約高で上回る程の勢いを示していた日本海陸保険は、責任準備金積立の過程で損失の大きさが表面化し、農商務省から営業停止命令を受け解散した。このことは、保険業法の制定が競争構造に大きな影響を与えたことを示しており、保険業法制定の影響について検討する事は重要な論点である。
第2に、以上の制度的枠組みのもとで展開された競争とその帰結である1903年に成立した料率協定の内容と協定成立に至る競争過程について検討を行った。保険業法施行後も各社は激しい競争を展開していたが、日露戦争を目前にした1903年に料率協定が成立した。そこで料率協定成立の背景を各社の損害率の推移や『保険銀行時報』等の掲載記事を基にして分析した。
第3に、料率協定の効果と限界をその後の経緯を通して検討を行った。日露戦争は海上保険業に大きな影響を及ぼしたが、各社の戦争危険への対応方法と高収益を上げた背景について検討し、日露戦争後に料率協定がいかなる状況であったかに注目し分析した。
第4に、料率協定のアウトサイダーであった外国資本の保険会社と日本資本の保険会社との競争・提携状況について検討を行った。特に日本資本の保険会社の保険引受方針と規模について注目し、外国資本の保険会社と比較検討した。

【結論・考察】

本研究を通して明らかになったことは以下の4点である。第1に、保険業法の施行による責任準備金積立の義務化は、保険料収入に見合う責任準備金積立を必要とする点で、各社の営業方針に影響を及ぼした。
第2に、東京海上、帝国海上、日本海上の海上保険各社は、保険業法施行後も料率を低下させて契約獲得を図ったが、日露戦争開戦を目前にした1903年12月に料率協定を締結し、1904年2月の日露開戦後は緊密に協調し、戦時保険料率を頻繁に改訂して高収益を上げた。

第3に、日露戦争時の高収益を背景として新規参入が相次いだ⁶が、総保険金額が停滞的に推移する中で各社間の競争が激化し、料率協定を改訂し協調を強化しようとする動きはあったものの、得意先に対する料率上昇を躊躇したことにより、料率協定は改訂されなかった。

第4に、1900年代に日本資本の会社が対象とした市場は、保険料に対して保険金支払の可能性が高く、また小口の契約が多かったが、これは外国資本の会社と比較して保険金支払能力の点で劣っていたためであった。